

昭和六十三年総理府令第四十七号

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の七第一項及び第二項、第五十一条の八第一項及び第二項第二号、第五十一条の九第一項、第二項及び第四項、第五十一条の十、第五十一条の十四第一項、第五十一条の十五、第五十一条の十六第二項、第五十二条の十八第二項、第五十二条の二十第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一条及び第三項並びに第六十六条第一項並びに核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第十三条の七第二項、第十三条の十、第十三条の十二及び第二十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則を次のように定める。

**第一条** この規則において使用する用語は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)で廃棄しようとするものをいう。

三 「管理区域」とは、廃棄物管理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。)の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

四 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

<b>第二条</b> 法第五十一条の二第三項の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載について	
(1) 放射線管理施設の設備	敷地の面積及び形状
(2) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	敷地の面積及び形状
(3) 主要な設備及び機器の種類	敷地の面積及び形状
(4) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力	敷地の面積及び形状
(5) 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備の種類	敷地の面積及び形状
(6) 其他の主要な事項	敷地の面積及び形状

<b>第三条</b> 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物管理の手順を示す工程図	
一 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物管理の工事計画について	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備
二 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理の工事計画について	(1) 氣体廃棄物の廃棄施設
三 法第五十一条の二第三項第八号の廃棄物管理の工事計画について	構造
四 法第五十一条の二第三項第九号の廃棄物管理の工事計画について	(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類
五 法第五十一条の二第三項第十号の廃棄物管理の工事計画について	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備

(以下「令」という。)第三十条第一項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　次の事項を記載した事業計画書
イ　廃棄物管理の事業の開始の予定時期
ロ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入量
ハ　工事に要する資金の額及びその調達計画
ニ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及
び事業の収支見積り
ホ　その他の廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による廃棄物管理の方針又はこれらに準ずるもの概要
ロ　主たる技術者の履歴
ハ　その他廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
六　廃棄物管理施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　廃棄物管理施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書 (主要な設備の配置図を含む。)
六　核燃料物質等による放射線の被ばく管理及
び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
七　廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを説明する書類を提出することができる。
第二項の二　法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行つて行うことができない者とする。
(法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)
第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。
一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合には第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合には第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物の管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合には第二条第一項第五号に規定する事項を記載すること。
二　令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
イ　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　次の事項を記載した事業計画書
イ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期
ロ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の種類別の予定受入量

ハ　変更の工事に要する資金の額及びその調達計画
二　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
ホ　その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による廃棄物管理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ　変更に係る主たる技術者の履歴
ハ　その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
三　変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)
六　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
七　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　変更後に係る廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
2　(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)
一　第一次の事項を記載した事業計画書
イ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期
ロ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の種類別の予定受入量
二　変更の工事に要する資金の額及びその調達計画
二　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
ホ　その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による廃棄物管理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ　変更に係る主たる技術者の履歴
ハ　その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
三　変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)
六　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
七　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　変更後に係る廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
2　(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)
一　第一次の事項を記載した事業計画書
イ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期
ロ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の種類別の予定受入量
二　変更の工事に要する資金の額及びその調達計画
二　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
ホ　その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による廃棄物管理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ　変更に係る主たる技術者の履歴
ハ　その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
三　変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)
六　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
七　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　変更後に係る廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
 (変更の認可の申請)

第五条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事を行う事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 変更の理由

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
 (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第六条 法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第六条の二 使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前事業者検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行わたるものであることを確認するため十分な方法

四 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者に係る事業所の名称及び所在地

三 申請に係る特定廃棄物管理施設の概要

四 法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第十三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十二条の九本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第五条 法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次とのとおりと

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第六条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行つた者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において單に「容器等」という。）であつて、同項第二号

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前確認の申請)

第七条 法第五十一条の人第三項の確認（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他の表示を付するものとする。）

一 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合

三 特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の承認を受けた方法により使用する場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三 第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにつきあつては、その理由を記載した書類

五 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において單に「容器等」という。）であつて、同項第二号

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前確認の申請)

第七条 法第五十一条の人第三項の確認（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他の表示を付するものとする。）

一 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合

三 特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の承認を受けた方法により使用する場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三 第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにつきあつては、その理由を記載した書類

五 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において單に「容器等」という。）であつて、同項第二号

ついては、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定廃棄物管理施設（当該特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

### 一次条第一項各号及び第二項に規定する方法

一 による定期事業者検査を行うべきもの  
二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの  
三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものの他の機械又は器具であつて特定廃棄物管理施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措

置を講ずることが可能であるもの  
ロ 特定廃棄物管理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 特定廃棄物管理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかる限り特定廃棄物管理施設の使用時における特定廃棄物管理施設の使用時に特定廃棄物管理の規定する時期に行うこと

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかるらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。  
一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、定期事業者検査を行なうことが困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。  
二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行なうことが

会が定期事業者検査を行なるべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

五 前項の申請書には、申請に係る特定廃棄物管

理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第

二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

六 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とす

る。

第七十三条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するため十 分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するため十 分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定廃棄物管理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

四 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定廃棄物管理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 特定廃棄物管理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 特定廃棄物管理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定廃棄物管理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

四 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

五 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三ヶ月前までに設定しなければならぬ

い。これを変更しようとするととも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 檢査の対象及び方法並びに期日

四 檢査の実績又は予定の概要

五 檢査の実績又は予定の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

三 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

四 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

五 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

六 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

七 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

八 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

九 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

十 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

十一 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

十二 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

（定期事業者検査の報告）

第十五条 法第五十五条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持措置が存在する場合とする。

（定期事業者検査の報告）

第十六条 法第五十五条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定めるとき（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、定期事業者検査（第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

（定期事業者検査の報告）

書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名稱及び所在地

三 檢査の対象及び方法並びに期日

四 檢査の実績又は予定の概要

五 檢査の実績又は予定の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十七条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十八条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十九条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十一条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十二条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十三条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十四条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十五条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

**第十六条の二から第二十二条まで** 削除  
(合併及び分割の認可の申請)

（新設分割の場合にあつては、署名）をして、  
これを原子力規制委員会に提出しなければなら  
ない。

二 廃棄物管理の事業に係る事業所の名称及び所在地  
三 合併後存続する法人又は分割により廃棄物管理の設立される法人又は分割により廃棄物管理の

第六五四 互見の主張を分けての沿いの名利及び合併又は分割の方法及び条件  
びに代表者の氏名  
合併又は分割の理由  
合併又は分割の時期

2  
一 品質管理に必要な体制の整備に関する事項  
二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合）

二 合併後存続する法人又は吸収分割により廃棄物管理の事業を承継する法人が現に廃棄物管理事業者でない場合にあっては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録にあっては、分割(画)の写し

三 錫 借文書表及付益算書  
前号に規定する法人が現に行っている事業  
の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて  
設立される法人又は分割により廃棄物管理の  
事務を負う法人の現行の組織構成図

事業の全旨を承諾する法人の定義並ては復讐となるべき者の氏名及び履歴と前号に於ける人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 一號、第二號又は第四號のいずれにも該當しないことを誓約する書面  
六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併の日又は分割により廃

支見積り  
廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における廃棄物管理の事業の資金計画及び事業の収

八 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書  
その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

(麥更等の意見) 第二四四条 法第五十一条の五第一項、第五十二条の七第四項及び第五十二条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び印

し各一通とする。  
法第五十一条の十一の規定による届出に係る  
書類の提出部数は、正本一通とする。  
(許可の取消し)

規制委員会規則で定める期間（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、法第五十一条の第一項の許可を受けた日から五年とする。

録(廢棄物管理の事業に係るものに限る)は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これと併せて3か月以上保管する。

記録事項	
記録すべき場合	間保存期
一　廃棄物管理施設の施設管理 第二十九条第一項に規定する	

（同じ。）に係る記録  
イ 使用前確認の結果

第一十九条第一項第四号の施設管理期間のときまでの

口 第二十九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	都度	期間
	施した	



(1) 放射性物質の放射能濃度測定又は事業の測定条件の記録の保存期間は、事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

## (2) 放射能濃度の測定結果

(3) 放射能濃度確認対象物中測定又は放射能濃度の決定を行った結果

測定又は事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	測定又は事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	測定又は事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。
測定又は事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	測定又は事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	測定又は事業所から搬出された後十日までの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果

(5) 放射能濃度確認対象物の管測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目に係る記録

2 前項に規定する記録事項について直接測定するが放射能濃度確認対象物の管測定及び評価に係る記録

3 第二項の表第二号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

4 第二項の表第二号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している

期間が五年を超えた場合において廃棄物管理事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 廃棄物管理事業者は、第一項の表第二号ニからトまでの記録に係る放射線業務従事者による記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十五条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制

うにすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度

がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

二周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第二十六条の三 法第五十五条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、法第五十五条の二第一項又は第五十五条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメン

トシステムの改善を継続して行わなければならぬ。

(管理区域への立入制限等)

第二十七条 法第五十五条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を探らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずるこ

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制

うにすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度

がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

二周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第二十八条 法第五十五条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を探らなければならない。

(線量等に関する措置)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める線量限度を超えないようすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

三 前項の規定にかかるらず、廃棄物管理施設に

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

その他の緊急やむを得ない場合においては、放

射線業務従事者(女子については、妊娠不能と

診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物

管理事業者に書面で申し出た者に限る。)をそ

の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を

超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができ

る。

の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制

うにすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度

がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

二周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第二十九条 法第五十五条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」といいう。)に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(廃棄物管理施設の施設管理)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制

うにすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度

がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

二周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第一項の規定による保存をする場合には、原

子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第一項の規定による保存をする





ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のものハ、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの中の物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

ニ 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中で吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの中の物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一百五十グラム以上のもの二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五五百グラムを超えるキログラム以上のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラ  
ン二三八に対する比率が百分の二十以上のもの  
ウラン並びにその化合物並びにこれらの物質  
質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラ  
ン二三五の量が五キログラム以上のもの  
ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこ  
れらの物質の一又は二以上を含む物質であ  
つて、ウラン二三三の量が二キログラム以  
上のもの  
二 照射された前号に掲げる物質であつて、  
その表面から一メートルの距離において、  
当該物質から放出された放射線が空気に吸  
收された場合の吸收線量率（以下単に「吸  
收線量率」という。）が一グレイ毎時以下の  
もの（第十三号に掲げるものを除く。）

六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）  
七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）  
八 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらとの物質の一又は二以上を含む物質であるつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）  
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上の物質並びにその配合並びにこれらの

から一メートルの距離において吸収線量率  
が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃  
料物質(ガラス固化体に含まれるものであ  
つて、その表面から一メートルの距離にお  
いて吸収線量率が一グレイ毎時を超えるも  
のに限る。)

十二 第一号、第四号又は第八号に  
掲げる物質(放射性廃棄物を封入(圧縮し  
て封入する場合に限る。次号及び第十四号  
において同じ。)し、又は固型化した容器に  
内包されるものに限る。)

十三 照射された第一号、第四号又は第八  
号に掲げる物質(放射性廃棄物を封入し、  
又は固型化した容器に内包されるものに限

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入

• 100 •

る。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域内に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

イ 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

九 ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において單に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(2) 施設に立ち入れることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立ち入りを禁止すること。

(3) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じて適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定された者に報告させること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十 廃棄物管理施設を設置した事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下の号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにするること。

ハ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

十三 廃棄物管理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第三十五条の二第二項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行って、その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区城内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行つている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できかない方法により迅速かつ確実に行うことができるようのこと。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことのできるようにすること。

二 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

ホ 見張人の詰所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、當時立入者を同行させ、当該當時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

ト 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が當時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行つてゐる見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

二 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

ホ 観視所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、當時立入者を同行させ、当該當時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十一 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは

装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

ある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、該当事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

二 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行ふおそれが

3

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。  
二十五 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については前項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区」

二  
二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる詳細な事項

リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項

ト ト  
ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項  
ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項  
チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

本見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

口 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項  
八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項  
八 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてること。その他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ）（3）に規定する同意が得られない場合を含む。は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 見張人の詰所

(3) 監視所

(十四) 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

(十五) 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区

「域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等」とあるのは「柵等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域又は立入制限区域」とあり、及び「防護区域」と、「当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ「防護区域内」と、「周辺防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域又は立入制限区域」内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域内」とあるのは「防護区域内」、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域」と、同項第十九号中「前各号の措置」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、  
当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画  
すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入  
口を常時監視させること。ただし、出入口に  
施錠した場合は、当該出入口については、一  
限りでない。

四 特定核燃料物質が保管廃棄されている施設  
(以下「の号において「保管廃棄施設等」と  
いふ)

いう。)については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管廃棄施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該保管廃棄施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該保管廃棄施設等への立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、保管廃棄施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに保管廃棄施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該保管廃棄施設等の周辠を巡視させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようとすること。  
(保安規定)

第三十四条 法第五十五条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業者ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。  
二 品質マネジメントシステムに関すること。(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関するることを含む。)。

三 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関すること。

六 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

七 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

八 保安教育の内容に関するもの。

九 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十一 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十二 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十三 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十四 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十五 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十六 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十七 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十八 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

十九 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

二十 廃棄物管理施設の構造及び性能に関するもの。

(4) 放射線管理に関すること。

(3) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に關し必要な事項

十八 不適合(品質管理基準規則第一条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九 その他廃棄物管理施設に係る保安に関する事項

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に關し必要な事項

二十一 その他廃棄物管理施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第三十五条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第三十五条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域(第三十三条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関すること。

九　特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

十　非常の場合の対応に関すること。

十一　連絡体制の整備に関すること。

十二　特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十三　特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十四　廃棄物管理施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十五　妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置に関すること（第三十三条の三第三項）。

十六　特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。

十七　廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十八　その他廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の防護に関する必要な事項

前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（廃棄物管理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第二　法第五十一条の二十四第二項において準用する法第五十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに用いるものとする。

第三十五条の三　法第五十一条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに用いる場合に、正本一通及び写し二通とする。（核物質防護管理者の要件）

第三十五条の四　法第五十一条の二十四第一項の規定による核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。

(廃止措置として行うべき事項)

**第三十五条の五** 法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち廃棄物管理の事業に係るものは、廃棄物管理制度の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

**第三十五条の五の二** 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物管理制度及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
- 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 九 廃止措置期間中に性能を維持すべき特定廃棄物管理制度(第三十五条の六及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」という)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十一 廃止措置の実施体制
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第三十五条の五の四の規定に

(基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。)

**(廃止措置実施方針の公表)**

**第三十五条の五の三** 法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

**(廃止措置計画の認可の申請)**

**第三十五条の六** 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(廃棄物管理条例事業者に限る)は、は、これを変更しないければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 性能維持施設

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 核燃料物質による汚染の除去

八 核燃料物質等の廃棄

九 廃止措置の工程

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していることを明らかにする資料

二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び敷地図

三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

- 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第三十五条の七** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃棄物管理施設の解体の実施状況
- 四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況
- 五 核燃料物質等の廃棄の実施状況
- 六 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 核燃料物質による汚染の分布状況
- 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第三十五条の十** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃棄物管理施設の解体の実施状況
- 四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況
- 五 核燃料物質等の廃棄の実施状況
- 六 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 核燃料物質による汚染の分布状況
- 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置の終了確認の基準)
- 第三十五条の十一** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。
- 三 第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。
- (廃止措置終了確認証)
- 第三十五条の九** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 二 核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第三十五条の十** 法第五十一条の二十六第二項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係るものに限る。)は、第六月とする。
- (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)
- 第三十五条の十三** 法第五十一条の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、六月とする。
- (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第三十五条の十四** 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係るものに限る。)は、第三十五条の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)
- 第三十五条の十五** 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係るものに限る。)は、第三十五条の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)
- 第三十五条の十五** 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 二 支障のない変更とする。
- 二 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放電線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放電線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 四 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十三条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の境界における水中の放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。
- 七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれ

- (指定に関する規定の準用)
- 第三十五条の十五の三** 實用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第百二十七条から第百三十条までの規定は、第二十六条第五項の指定について準用する。
- 第三十五条の十六** 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者(旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係るものに限る。)を含む。次条及び第四十条において同じ。)は、次の各号に掲げるとおりに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 廃棄物管理施設の故障が生じた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放電線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 四 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十三条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の境界における水中の放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。
- 七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれ

- (指定に関する規定の準用)
- 第三十五条の十五の三** 實用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第百二十七条から第百三十条までの規定は、第二十六条第五項の指定について準用する。
- 第三十五条の十六** 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者(旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係るものに限る。)を含む。次条及び第四十条において同じ。)は、次の各号に掲げるとおりに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 廃棄物管理施設の故障が生じた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放電線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 四 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十三条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の境界における水中の放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。
- 七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれ









を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行うこととする証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなす。

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日原子力規制

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）抄

**第一条** この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一

**第三条** この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設（同法第四十三条の三（経過措置）

の第二項の處に記載するもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）

旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う

原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。第一三条の規定により文三点し二代後半迄の月

は併て原風呂等の詠詞及び工事の方況の技術基準に関する規則（昭和六十一年总理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格して

験研究用等原子炉施設」という。)について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九

した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあっては、直前の二月）

2 行うものとする  
この規則の施行の際現に設置されている試験  
研究用等原子炉施設であつて、日法第四十三条

いるものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日

3 施行日の前日において施設定期検査を受けて  
いる試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合

卷之三

## 附則（令和元年六月二八日原子力規制

委員会規則第二号  
この規則は、令和元年七月一日から施行す

試験研究用等原子炉施設を除く。)については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとす。

施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定（同条第一項に規定するときには適用しない。）、新加工規則第三条の十三第二項の規定（同条第一項に規定するときには適用しない。）、新再処理規則第七条の十二の二第二項の規定（同条第一項に規定するときには適用しない。）又は新廃棄物管理規則第十六条第二項の規定（同条第一項に規定するときには適用しない。）は、適用しない。

**第五条** この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。第八条第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行すべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

いては、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者までの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画・実施・評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者のときまでの期間」と、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジ



のれん	
会計	
出荷	販売額 元(税込) (A+B)
販売	平均留保 (B/60)
販売	販売額 (A+B)
在庫	販売額 (A+B)
合計	販売額 (A+B)
のれん	
出荷	販売額 元(税込) (A+B)
販売	販売額 元(税込) (A+B)
販売	販売額 元(税込) (A+B)
在庫	販売額 元(税込) (A+B)
合計	販売額 元(税込) (A+B)
のれん	
出荷	販売額 元(税込) (A+B)
販売	販売額 元(税込) (A+B)
販売	販売額 元(税込) (A+B)
在庫	販売額 元(税込) (A+B)
合計	販売額 元(税込) (A+B)
のれん	
出荷	販売額 元(税込) (A+B)
販売	販売額 元(税込) (A+B)
販売	販売額 元(税込) (A+B)
在庫	販売額 元(税込) (A+B)
合計	販売額 元(税込) (A+B)

射線吸収物に含まれる放射性物質の濃度について  
(1) 「濃度の表示」は、研究機関に定められた表示とし、その表示別に記載すること。  
※ 水蒸気は排水口を保有するが、当設備から気体吐き又は液体吐きの放射



(4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化的廃棄物について付録のこと

(5) 「施設外減量」は、施設外分等のため施設より搬出した荷葉体又は荷役の量を記載すること。

- 例 廃止措置に伴つて発生する被災状況及び面倒の放射性廃棄物については、部機器（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない商業物」とあると商業物保管事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性廃棄物として扱う必要のないも

の」として原子力規制委員会による確認を受ける前の経験のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性高濃度物質」(以下「高濃度物質」と記す)が記載された場合は、該欄の「核燃料物質」と併記する。

薬物でない再発薬物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まれない。また、廃土指揮計画により新たに液体状及び固体状の放射性再発薬物の保管場所を設け管理している場合、当該施設

- （2）「賃員」は、事業物販賣事業者に直接雇用される放款販賣事業者との名跡とともに保険賃員等を同様に表に記載し、その旨を世証として欄外に記載すること。

4 「放款販賣事業者の總量分合」について

（1）「賃員」は、事業物販賣事業者に直接雇用される放款販賣事業者と

